

資料3－4

競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン

- | | |
|-----------|--|
| 対象とする不正行為 | ● 論文等の捏造、改ざん、盗用 |
| 対象となる資金 | ● 文部科学省の競争的資金13制度(科学研究費補助金、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業等)、私立大学学術研究高度化推進事業 |
| 調査機関 | ● 原則、告発された研究者が所属する機関が調査を実施 |



報告書本文は、文部科学省の以下のホームページに掲載しています。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/index.htm